

策定日 平成31年1月30日

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

福山市農業協同組合は、次世代育成支援のために以下の事項に取り組みます。

1. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、雇用環境の整備を行う。

- ・妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を実施する。
- ・育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項を周知する。
- ・労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等、より利用しやすい制度の導入を実施する。
- ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備を行う。

- ・所定外労働の削減のための措置を実施する。
- ・短時間勤務制度の導入及び定着を実施する。
- ・職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修を実施する。

2. その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供する。

以上